

(第26号議案)

中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

医療費や物価高騰等給付対象者の経済面での厳しい状況を鑑み、障害者の福祉を更に増進するため、現行の難病患者福祉手当の支給額を引き上げることに伴い、改正を行う必要がある。

2 改正の内容

第4条中「10,000円」を「15,500円」に改める。

3 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 (略) (手当の額) 第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき <u>15,500円</u> とする。 第5条～第11条 (略) 付 則 (略) 附 則 (施行期日) <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> (経過措置) <u>2 改正後の第4条の規定は、令和8年4月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</u>	第1条～第3条 (略) (手当の額) 第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき <u>10,000円</u> とする。 第5条～第11条 (略) 付 則 (略)